

受益者負担金制度について

◎受益者負担金とは

公共下水道を整備されることにより、快適な生活ができるとともに、土地の利用価値も高まります。

そこで、下水道が整備される区域内の受益者を対象に受益の範囲内で建設費の一部を負担していただくものです。

◎受益者とは

下水道が整備される区域内にある土地の所有者です。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれの権利者が受益者となります。

◎受益者負担金の額は

負担金の額は、1㎡当たり400円です。

例えば土地面積200㎡の負担金額は、

$$200\text{㎡} \times 400\text{円} = 80,000\text{円}$$

◎負担金の納付方法は

負担金総額を12回均等分割し、年4回納付で、3年間で完納となります。



下水道工事にご理解とご協力をお願いいたします。

衛生的で快適な暮らしを送れるよう、市では公共下水道事業を実施しています。

今年度は、つくし野5丁目、7丁目、我孫子(松園団地)、並木7丁目、高野山、東我孫子1丁目、新木野3丁目地区のそれぞれ一部で下水道工事を行う予定です。

また、下水道工事に先立って、ガス・水道管の切廻工事も行います。工事場所周辺においては通行止め、迂回路、騒音、振動など、皆様の日常生活にご不便、ご迷惑をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

受益者負担金 Q & A

Q1

受益者負担金が土地に対してかかるのはなぜですか。

A

下水道が整備されると、汚水を下水道へ流せるようになり生活環境が向上し、その土地の利用価値が高まります。受益者負担金制度はこの「下水道が利用できるようになった土地」の状態に着目しているため、土地に対して(土地の面積に応じて)かかるようになっています。

Q2

家の前の下水道工事が終わって下水道が使えるようになったみたいですが、受益者負担金はいつ支払うのですか。

A

受益者負担金はお住まいの地域一帯の整備が終わってから賦課しますので、家の前の工事が終わってすぐにお支払いいただくわけではありません。一帯の整備が終わると市役所から「下水道事業受益者申告書」が送付されますので、内容を確認し申告書を提出してください。この申告書に基づいて納付書が発送され、お支払いいただくこととなります。

Q3

受益者負担金を支払い途中の土地を売ろうと思いますが、負担金はどうなりますか。

A

残りの負担金をどちらが払うのか、相手方と相談してください。受益者を変更する場合には、「下水道事業受益者変更申告書」を提出してください。

Q4

受益者に変更があった場合はどうなりますか。

A

土地の売買や権利関係の変更などで受益者が変わった場合には、「下水道事業受益者変更申告書」を提出していただきます。この届け出がないと新しい受益者の方に納付書が届かないばかりか、誰が支払うかなどトラブルが生じる可能性があります。必ず提出してください。

Q5

下水道を使用しないときは受益者負担金を納めなくてもよいのですか。

A

受益者負担金は、下水道が整備されたことに対して整備区域内の土地に賦課されますので、下水道の使用有無とは関係なく納めていただく必要があります。また、下水道の使用は整備区域内の皆さんすべてが接続しないと地域の環境改善、環境保護の効果がつながらないため、法律で義務づけられています。特に下水道整備区域内に家を新築する場合、建築確認の際に下水道に接続しなければ、建築許可が得られません。



我孫子市マンホールデザイン蓋(市の鳥「オオバン」と、市の花「つつじ」をデザインしたものです。)

正しく使いましょう、大切な下水道



●排水設備に野菜くずや布切れ、ビニール類、また食用の油を流さないように

●下水管に薬品、アルコール、ガソリン類を流さないように

●水洗トイレにはトイレットペーパー以外は使わないように

●マンホールやますにごみや土砂をすてないように...

下水道排水設備工事責任技術者の登録更新手続きについて

日本下水道協会千葉県支部「下水道排水設備工事責任技術者」の資格有効期限が平成17年3月31日の方は、登録更新の手続きが必要です。

登録更新しなかった場合は資格を喪失することになりますので、忘れずに手続きを行ってください。

- 1 受付期間 9月16日(木)～10月15日(金)
- 2 申請書類 登録住所へ郵送
- 3 問い合わせ先 我孫子市下水道課 TEL 7185-1111
日本下水道協会千葉県支部事務局
(千葉市下水道総務課内) TEL 043-245-5404



「下水道管の点検・清掃」の悪徳業者にご注意を!

最近、「市から依頼された」、「市役所からきた」などと言って個人の数地の下水管など、排水設備を強引に点検・清掃する業者が増えています。手口としては「下水管の詰まりや臭いは近所迷惑だ」などと言って不安をあり、短時間の作業で高額な料金を請求するトラブルが発生しています。市では一切、業者にそのような指示やお願いをしていません。また、敷地内に不信な業者を入らせることにより、空巢ねらいの要因にもつながりますので、十分にご注意ください。